

令和6年度第24回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和6年3月26日

担当部・課：総務部危機対策課〔内線4321〕

① 件 名			
石巻市消防団員等公務災害補償基礎額等の見直しについて			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
【背景】 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正が行われることを受けて、石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額の見直しが必要となった。			
【目的】 石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額を見直すことにより、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
【根拠法令】 消防組織法（昭和22年法律第226号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号） 石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第277号）			
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
令和6年2月 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布（令和6年2月9日公布）			
⑤ 主な内容			
1 補償基礎額等について			
(1) 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定			
【現行】			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長 (地区団長及び地区副団長)	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円
【改正後】			
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長 (地区団長及び地区副団長)	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額の改定 【現行】8,900円【改定後】9,100円			

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 消防団員等公務災害補償等共済基金より支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（令和6年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。（施行予定年月日：令和6年4月1日）
⑨ その他